

【記載例】

産業廃棄物処理業変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

届出者

(〒 700-8570)

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 086-〇〇〇-△△△△

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 03300000001号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	水銀使用製品産業廃棄物を 含む・除く 水銀含有ばいじん等を 含む・除く	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を平成29年10月1日時点で現に取り扱っている。
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主、出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称		積替え又は保管の許可を有する場合には、積替え又は保管における取扱いについても、追記してください。
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政省令改正のため。	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

〇〇〇〇で発生する水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬業務を平成29年10月1日以降も引き続き行う。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	水銀使用製品産業廃棄物	1 t/月	固形状	〇〇産業株式会社 玉野市〇〇△番〇号	該当なし	〇〇株式会社 岡山市北区〇〇△番〇号 (破碎)
2	水銀含有ばいじん等(ばいじん)	1 t/月	粉状	〇〇産業株式会社 岡山市北区〇〇△番〇号	該当なし	〇〇株式会社 倉敷市〇〇△番〇号 (管理型埋立)
3	水銀含有ばいじん等(廃アルカリ)	1 t/月	液状	〇〇産業株式会社 倉敷市〇〇△番〇号	該当なし	〇〇株式会社 玉野市〇〇△番〇号 (焼却)
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

予定運搬先が産業廃棄物処分業者である場合には、その処分方法を記載するとともに、当該処分業者（岡山県内の業者は除く。）の許可証の写し（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いの有無が明記されていなくても可）を添付してください。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

別紙2

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
廃蛍光管収納容器	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	20本			
鉄製ドラム缶	水銀含有ばいじん等 (ばいじん)	200L			
ケミカルドラム	水銀含有ばいじん等 (廃アルカリ)	100L			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

① 積替え又は保管施設の場所

所在地	
面積	計 _____ m ² (うち、保管の場所の面積 _____ m ² 作業場所の面積 _____ m ²)
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場所（区画等）を明示してください。

② 積替え又は保管施設の概要

保管施設の構造	別添「平面図」及び「立面図」のとおり
産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	水銀使用製品産業廃棄物：専用容器に入れて保管 水銀含有ばいじん等：蓋付の専用容器に保管

変更がないものは不要です。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

別紙4

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

- キャブオーバー：水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管）（専用容器に入れて運搬）
- 4 t ダンプ：水銀含有ばいじん等（ばいじん）（蓋付の鉄製ドラム缶に入れて運搬）
- 4 t ダンプ：水銀含有ばいじん等（廃アルカリ）（ケミカルドラムに密閉して運搬）

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時から17時まで

(3) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出の防止措置

- ・水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管）は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう専用容器に入れて運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等（ばいじん、廃アルカリ）は、運搬中に水銀が揮発して大気中に飛散しないよう蓋付の専用容器に入れて、高温にさらされないよう遮光シートで覆って運搬する。
- ・いずれも転倒を防止するため荷台にロープ等で固定する。

② 悪臭の漏出の防止措置

- ・水銀含有ばいじん等（ばいじん）は蓋付の鉄製ドラム缶、水銀含有ばいじん等（廃アルカリ）はケミカルドラムに入れて運搬するため、悪臭の漏出はない。

③ その他の環境保全措置

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

【積替え又は保管を行わない場合の記載】
該当なし

【積替え又は保管を行う場合の記載】

周囲の囲い及び表示	掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。」ことを表示
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	水銀含有ばいじん等の揮発による大気中への飛散を防止するため、蓋付きの専用容器に保管する、
産業廃棄物の地下浸透の防止措置	
産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置	
ねずみ・衛生害虫の発生防止措置	
他の物との混合を防止する切り等の措置	水銀使用製品産業廃棄物：専用容器に入れて保管
産業廃棄物の種類に応じた上記以外の措置	水銀含有ばいじん等：蓋付の専用容器に保管 高温にさらされないよう屋内で保管

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	廃蛍光管収納容器	用途	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>			
			撮影 平成〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	鉄製ドラム缶	用途	水銀含有ばいじん等（ばいじん）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>			
			撮影 平成〇〇年〇〇月〇〇日